

グループホーム
管 理 者 各 位



大和市保健福祉部
高齢介護課長

グループホームの医療連携体制加算について（通知）

平成 18 年 4 月の介護保険法の改正を受け、昨年 6 月標記加算に対する大和市の考え方をお伝えしましたが、制度改正から 1 年半近くが経過し、市内及び他市における加算算定の事業所も見受けられることから、この度、改めて、訪問看護ステーション等と委託契約を結び、医療連携体制加算を算定する際の「日常的な健康管理」に関する考え方を以下のとおり整理しましたのでお知らせします。現在、医療連携体制加算を算定されている事業所及びこれから算定される事業所におかれましては、今後、以下の考え方に基づく取り組みを行うようお願いいたします。

1. 看護師による看護の頻度

当該加算は、基本的には、全ての入居者から加算を算定し、費用徴収することから、特段看護を必要とする入居者を限定して看護するのではなく、全ての入居者の日常的な健康管理として、一般状態の観察、排便や食事・水分摂取等の状況を把握し、適切な指示・行為を行う必要があるものと考えます。このことから、週 2 回、看護を実施することを原則とします。

2. 訪問時の看護内容

各回の看護内容としては、看護開始時点及び新たに入居された方に対しては、以下の「当初の看護」を実施し、その上で全ての入居者に対して「通常の看護」の実施、更に個別に必要な場合は、それぞれの「個別の看護」を実施していただくことを基本とします。

(1) 当初の看護

- ・ 現病歴、既往歴等の把握（認知症の症状として、自立度、コミュニケーション能力、問題行動等を含む）
- ・ 医療機関、主治医からの指示・意見等の確認・把握
- ・ 自覚症状・他覚症状のチェック 等

(2) 通常の看護

- ・ 血圧、脈拍の測定
- ・ 体温の測定
- ・ 排便状況、食事・水分摂取量、入浴状況、服薬状況等の確認
- ・ 問診 等

(3) 個別の看護